

事業&活動報告

■「市民活動ステップアップ講座」開催報告 第4回「NPO法人の会計・経理」〔日常編〕

1月25日(木)センター会議室で開催

講師：加藤達郎氏(加藤達郎税理士事務所)

市民活動団体の組織運営に従事している人や、これからしようとしている人を対象に、様々なテーマで開催している「市民活動ステップアップ講座」。その第4弾は、会計・経理をテーマとした内容で開催しました。

2回シリーズで企画した1回目のこの日は、「日常編」として、NPO法人会計の原則や用語の解説、複式簿記の技術に準じた日常の会計処理についての講義の後、伝票の起票などの演習を行いました。



参加者からは、「素人だったが、簿記の基本を知ることができた」「実際の演習ができてよかった」「質問にも丁寧に対応いただいた」といった感想をいただきましたが、「初心者だったので後半はついていけなかった」という声もあり(筆者も同様でした...)、次年度は、少しでも知識や経験のある方と、まったく未経験の方とを対象を分けて企画してもよいかと思いました。

なお、シリーズ2回目の「決算編」を3月に開催しますが、おかげさまで定員に到達したため、申し込みを締め切らせていただきました。ご了承下さい。

第5回「若者の心をつかむボランティア」

2月12日(月・祝)センター会議室で開催

講師：影山貴大氏(ボランティアサークルShakeHands)

「ボランティアが集まらない」「若い人をメンバーに入れたい」といった悩みを団体の方からよく聞きます。20代前半の頃にボランティアグループを立ち上げ、他団体のイベント運営支援を行うなど、若者と地域をつなぐ活動をしてきた講師から、若者はどんな思いでボランティアや市民活動に参加しているのかや、若者を惹きつける団

体にするためのヒント・視点などを、豊富な経験を踏まえて語っていただきました。

「こちらから出向く」「フルコミットを望まない」「同じ立場で楽しむ」など、たくさんの気づきが得られ、アンケート結果も軒並み高評価でした。講座の後半は車座になっての意見交換を行い、閉会後も、講師を囲んだサロンを開催しましたが、長時間にも関わらず最後まで盛り上がり続けた講座でした。



参加者の年齢や属性も多様で、当センターの講座への参加が初めてだった方も多く、これをきっかけに何か新しいコトが生まれそうな、そんな予感も感じた一日でした。

■シニア世代の地域活動促進セミナー(2日目) 「地域活動は新時代へ」開催報告

1月15日(月)中央保健福祉センター大会議室で開催

講師(事例紹介)：センター登録4団体

シニア世代の方にボランティアやNPOの魅力を知ってもらい、参加のきっかけとしてもらうことをねらいとした2日連続セミナーの2日目は、団体による活動紹介と、参加者同士の意見交換を主なプログラムとして開催しました。



事例紹介をいただいたのは、「千葉市空襲と戦争を語る会」「たすけあいサポートアイアイ」「ちば元気づくり友の会」「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」の4団体。設立の経緯や運営形態も様々で、地域活動にはいろいろな参加の仕方があることを実感いただけたようです。

意見交換は、事例紹介者も交えてグループにわかれて実施。途中でグループを変えたことで異なる視点の話ができたようで、参加者からは「具体的な話が聞けて参考になった」「無償で活動を続けることの難しさを知った」などの感想をいただきました。2日間を通じて、講師や事例紹介者も含め、参加者間の“リアル”な関係づくりも進んだようです。次年度はタイトルを柔らかくするなど、もっと参加しやすい講座にしたいと考えています。

ミニコラム

ちばさぽの風 vol.24

NPO法人を“やさしい”制度にするために

ここ数ヶ月の間に、複数のNPO法人の方から「罰則」についての問合せがありました。NPO法人は「特定非営利活動促進法(以下、法と呼ぶ)」に基づいて設立・認証された法人ですが、認証後に果たさなければならない義務があり、法には罰則規定もあります。義務を果たさなかった場合、認証が取り消されることもあります。

ちなみに今回の問合せは、いずれも「いきなり裁判所から『過料を支払うように』といった通知が送られてきた」という、やや物々しい内容のものでした。確かに法に反していたことは事実のようで、罰則規定には「過料に処する」といった記述があります。ただ悪意は感じられませんし、他者に不利益を与えるような事案ではないと見受けられました。私の認識では、まずは改善の指示や義務を果たすよう督促があり、それでも応じなかった場合に罰則が適用されると思っていたので、そうした過程がなく、いきなり過料が科せられることがあるというのは驚きでした。

NPO法人は、法務局で登記の手続きをしなければなりません。あくまでも印象ですが、法務局はやや厳しい基準で罰則を適用しているように思われます。所轄庁(都道府県または政令指定都市)は、違反を発見した場合でも、まずは改善指示や督促をすることが多いようです。

こんなことを書いてしまうと、NPO法人は“厳しい”制度だと思われてしまうかもしれませんが、そんなことはありません。法人格を得ることで運営がしやすくなったり、活動の発展の可能性も広がります。所轄庁の関与は最低限に抑えられており、自発的な活動は担保されています。ただ活発に活動をしている団体ほど、人手が足りずに事務的な作業がおろそかになりがちなようです。特に法改正があったのに気づかず、“違法状態”になってしまうことも考えられます。当センターでは、これまでは法改正などの情報を発信できていませんでしたが、NPO法人は“やさしい”制度だと思ってもらえるよう、今後は支援の方策として情報発信にも力を入れていきたいと思っています。(は)